

第五号議案

江戸川区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十条の十一第一項に規定する施設等利用費を支給するに当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定により、江戸川区における特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の基準について定めるものとする。

(基準)

第二条 改正法附則第四条第二項に規定する条例で定める基準は、江戸川区規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設については、改正法附則第四条第一項の規定による。

- 一 東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付け十二福子推第千百五十七号）に規定する基準を満たし、東京都の認証を受けた保育所
- 二 江戸川区保育ママ制度運営要綱（昭和四十八年四月一日施行）に基づく保育ママ制度による乳児の保育を実施する施設

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

(説明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の改正を踏まえ、幼児教育及び保育の無償化の実施に当たり、認可外保育施設については、一定の保育の質を求め、保育の質の向上を促すため、五年間の経過措置期間に限り、子育てのための施設等利用給付の対象とする施設等の基準を条例で定める必要があるの
で、本案を提出いたします。